

お得な宿泊プラン @6,750円にてご宿泊可能です。
消費税、入湯税込。トースト、コーヒーの朝食付き。

山中温泉 観光スポット

暖灯に彩られた湯回廊の先に現れるのは、「露天風呂の棟」。
目の前に広がる野趣あふれる手つ かずの自然美、川のせせらぎと小さな
生き物が奏でる天然のBGM、そして体の芯から温まる温泉と肌を撫でる
心地よい川風。当館の露天風呂は、芭蕉が認めた「最高の泉質」と、五感
で感じる「自然との一体感」を楽しむために作られました。
加賀の伝統料理を進化させた新しいお料理スタイルで山中温泉の旬味を
ご堪能ください。



こおろぎ橋



あやとりはし



ゆげ街道



鶴仙溪道歩道



菊の湯(おんな湯)



九谷焼くろく体験

お申し込みはこちら



【チケットぴあ】Pコード：644-351

<http://ticket.pia.jp/pia/event.ds?eventCd=1952586>



全国のセブン-イレブンで発券できます。

【サービス時間】24時間→店舗検索



全国のファミリーマート

(Famiポート設置店舗のみ)で発券できます。

【サービス時間】24時間(毎週火・水 深夜1:30~5:30を除く)

→店舗検索



旅行条件書(旅行業法12条4に定める取引条件説明書面及び同法12条5に定める契約書面の一部となります。)
お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

1. 受注型企画旅行契約

この旅行は、(株)旅くらぶ四季彩(以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約を締結することになります。また受注型企画旅行業の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件の他、本旅行条件書、及び当社受注型企画旅行契約によりします。

2. 旅行申込み及び契約の成立

- (1) お申込書に所定の事項を記入し、お申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は「旅行代金」又は「取消料」「違約料」の一部として取り扱います。
- (2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリ・その他通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の旨を通知した後、予約申込の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出されない場合、当社はお申込がなかったものとして取扱います。
- (3) 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し事項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- (4) お申込金(お一人様)

旅行代金(お申込金)	旅行代金(お申込金)
30,000円未満(6,000円)	150,000円未満(30,000円)
60,000円未満(12,000円)	150,000円以上(代金の20%)
100,000円未満(20,000円)	

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行の開始日の前日から起算して13日前にある日以前にお支払いいただきます。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行代金には宿泊費、食事料、サービス料、上記諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

5. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ない時は、お客様に予め当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。但し緊急の場合において止むを得ない時は、変更後に説明いたします。

6. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても次の場合には旅行代金を変更致します。利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済状況の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂額を加減した旅行代金を変更致します。但し旅行代金を増額変更する時は旅行開始日の前日より起算して15日前にある日以前にお客様に通知します。

7. お客様による旅行契約の解除

- (1) お客様は当社の定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
- (2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - A 契約内容の重要な変更が行われたとき
 - B 旅行代金の増額改訂されたとき
 - C 天災地変、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき
 - D 当社がお客様に対して別途定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき
 - E 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

8. 当社による旅行契約の解除および履行中止

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次の各一に該当する場合は当社は旅行契約を解除することがあります。
 - A お客様が当社の明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
 - B お客様が病気その他事由により当該旅行に耐えられないと認められたとき
 - C お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると思われるとき
 - D お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人数に満たないとき。この場合は旅行開始日の14日前(日曜日の場合は4日前)にある日より前にご通知します
 - E 天災地変、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき
- (3) 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金あるいはお申込金から違約料を差し引いて払戻しをいたします。又本項(2)により旅行契約を解除したときはすでに収受している旅行代金あるいはお申込金を払い戻しいたします。

9. 宿泊機関の取消料

旅行契約のご都合で旅行を取り消される場合には旅行代金に対してお一人様につき下記のとおり取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

予約人数	取消日					
	当日	前日	3日前	7日前	14日前	30日前
2~14名様	100%				無料	
15~30名様	100%				無料	
31~100名様	100%				無料	
101名様以上	100%				無料	

10. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたっては当社の故意又は過失によりましてお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。但し次ぎのような場合は原則として責任を負いません。天災地変、暴動、運送、宿泊機関の事故もしくは火災、運輸機関の遅延、不通又はこれらと共に生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

11. 特別補償

- (1) 当社はお客様が旅行参加中に、急遽かつ偶然な外来の事故により生命、身体、又は手荷物に被害を受けた損害につきまして、当社旅行業約款特別保証規定によりあらかじめ定める額の補償金及び慰謝料を支払います。当社が第10項の責任を負う事になったときは、この保証金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (2) お客様が旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、手配旅行に含まれない場合で自由行動中の危険な事故によるものであるときは当社は(1)の補償金、慰謝料を支払いません。

12. 旅行傷害保険(添乗員等)

当パフレット記載のコースにしましては添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しさせていただきますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

13. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件は、2013年7月1日を基準日としています。また、旅行代金は、2013年7月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

14. その他

この本文中に定めのない事項にしましては国土交通省認可による当社「旅行業約款(受注型企画旅行契約)」によりします。約款をご希望の方は、ご請求ください。